


国で支援内容の
拡充を予定



厚生労働省
ホームページ
QRコード

雇用調整助成金 大企業…3分の2、中小企業…5分の4

※国では、同助成金の助成限度額を1人日額8,330円から15,000円に引き上げることを検討しています。詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください

■対象 売上高などが前年同月比で5%以上減少し、雇用調整を行っている事業主

【問い合わせ】
県労働局職業対策課分室助成金コーナー(☎019-606-3285)
ハローワーク花巻雇用調整助成金担当(☎23-5118)

雇用調整助成金に関する無料相談を行っています

雇用調整助成金の申請手続きなど、事業者の皆さんの困り事に社会保険労務士が応えます。

※都合により変更となる場合があります

■期間
▷6月…15日(月)・16日(火)・18日(木)～20日(土)、22日(月)～26日(金)
▷7月…6日(月)・7日(火)・9日(木)～11日(土)、13日(月)・14日(火)・16日(木)～18日(土)、20日(月)・21日(火)・27日(月)・28日(火)・30日(木)・31日(金)


■時間 午前10時30分～午後4時30分

■会場 ビジネスインキュベータ(大通り1-3-5)

■相談料 無料

■予約先 ビジネスインキュベータ(☎24-6900)
○受付日時…月～金曜日、午前9時～午後4時

■問い合わせ 一般社団法人ビジネスサポート花巻(☎26-5430)




市ホームページ
QRコード

雇用安定助成金 大企業・中小企業…10分の1

■対象 市内事業者(国の雇用調整助成金対象事業者に限る)

※国の雇用調整助成金の支援内容拡充に伴い、変更となる場合があります


【問い合わせ】本館商工労政課(☎41-3536)




■上記以外の支援

種類	内容	対象	問い合わせ
助成	小学校休業等対応助成金(支援金) 従業員に休暇を取得させた場合などに、対象労働者に支払った賃金相当額を助成します。	事業者 フリーランス	学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター(☎0120-60-3999)
保証	セーフティネット保証 中小企業者の資金繰りの支援を目的に、保証を受けるための認定証を発行します。	中小企業者	本館商工労政課(☎41-3539)
貸付	新型コロナウイルス感染症特別貸付 売上高の減少などにより、一時的な業況悪化となっている事業者を対象に設備資金・運転資金を貸し付けします。	事業者	日本政策金融公庫(☎0120-154-505)
貸付	新型コロナウイルス感染症対応資金(特別資金) 売上高などが減少し、セーフティネット保証の認定を受けられる事業者を対象に設備資金・運転資金を貸し付けします。	事業者	県商工観光部経営支援課(☎019-629-5541)
猶予	厚生年金保険料の納付猶予特例制度 収入の減少などがあった場合に納付を猶予します。	事業者	厚生年金保険料納付猶予相談窓口(☎0570-666-228)
減免	令和3年度固定資産税の軽減 2月～10月の期間で、任意の連続する3カ月間の事業収入が、前年同期比で一定の割合減少した場合に、令和3年度の固定資産税を減免します。	事業者	国の固定資産税軽減相談窓口(☎0570-077322)

新型コロナウイルス感染症対策 事業者向けの支援制度





市ホームページ
QRコード

持続化給付金 法人…最大200万円、個人…最大100万円

■対象 売上げが前年同月比で50%以上減少した事業者
*電子申請により国に直接申請する必要があります

【問い合わせ】
持続化給付金コールセンター(☎0120-115-570)

持続化給付金申請無料相談会(予約制)

■期間 6月26日(金)まで

■時間 午前9時～午後4時

■会場 花巻商工会議所本所、同会議所各支所

■相談料 無料

■問い合わせ・予約 花巻商工会議所(☎23-3381)

持続化給付金 国が申請サポートを行います(予約制)

*パソコンやスマートフォンを持っていない人を対象に入力の支援を行います

■期間 6月15日(月)～19日(金)


■時間 午前9時30分～午後5時30分

■会場 花巻商工会議所本所

■相談料 無料

■問い合わせ・予約 申請サポート会場24時間受付専用ダイヤル(☎0120-835-130)
※自動ガイダンスに従って会場コード「0308」を入力

国で追加支援制度の
創設を予定



市ホームページ
QRコード

中小企業家賃補助 賃借料(土地・家屋)の2分の1

■対象 4月～9月のいずれかひと月の売上げが前年同月比で50%以上減少した事業者
※月額10万円を限度とし、4月～9月の連続する3カ月の家賃を補助

■受付期限 9月30日(水)

■提出方法

- 郵送の場合
▷郵送先…本館商工労政課(〒025-8601 花巻町9-30)
- 持参の場合(予約制)
▷受付時間…午前9時～午後4時
▷受付場所…本館商工労政課、各総合支所地域振興課

*申請様式などはホームページに掲載しています

【問い合わせ】
本館商工労政課(☎41-3534)、各総合支所地域振興課
(大迫☎41-3122、石鳥谷☎41-3442、東和☎41-6514)

